

第 2 章

ウズベキスタンにおける 体制転換期の政府—企業間関係

——工業を中心に——

はじめに

かつてソ連の一構成国であったウズベキスタンは、連邦解体直後の未曾有の混乱期に国内生産活動の大幅な縮小を回避し得た点で、「中央アジア諸国のなかで最も成功を収めた国」であるとの評価を受けている（表1）⁽¹⁾。他方、その経済改革の進捗度に関しては、国際金融機関を中心に批判的な見方が優勢である。世界銀行が1996年度版『世界開発報告』のなかで体制移行諸国のグループ分けを試み、ウズベキスタンを経済自由化が最も遅滞する国々

表1 中央アジア諸国の国内総生産および工業生産の成長率（1991～95年）（%）

	実質国内総生産成長率					実質工業生産成長率				
	1991	1992	1993	1994	1995	1991	1992	1993	1994	1995
ウズベキスタン	-0.5	-11.1	-2.3	-4.2	-1.3	1.5	-6.7	3.6	1.6	0.2
カザフスタン	-8.2	-3.6	-9.6	-18.0	-4.4	-0.9	-13.8	-14.8	-28.1	-10.4
キルギスタン	-8.1	-15.8	-16.3	-20.1	-6.3	-0.3	-26.1	2.4	-4.3	-20.5
タジキスタン	…	…	…	…	…	-3.6	-24.3	-7.8	-25.4	-5.1
トルクメニスタン	…	…	…	…	…	4.8	-14.9	5.4	-25.0	-7.0

（注）…はデータの欠如。

（出所）World Bank [1996, 11, 14] より筆者作成。

の範疇に含めたのはかかる否定的評価の一例であろう⁽²⁾。しかし経済体制転換という国家単位の長期的課題を論じる場合、改革の速度ばかりが問題なのではない。体制転換の最終到達点として資本主義市場経済が標榜されるかぎり、経済発展の起動力となる企業活動を根底で規定する経済諸制度の構造と機能、そして移行期においては、その時間的形成順序により多くの注意がはらわれねばならない。特に中央集権制の下で生成された旧ソ連の工業企業は、自律的経営権の脆弱性という点で大きな問題をかかえており、市場経済に向けた生産構造の転換を果たしながら、経済権力の分権化を促進し、将来にわたってこれを維持する制度の設計が、ウズベキスタンにおいてもきわめて重要な意味を有している。

以上の観点から、1992～95年におけるウズベキスタン工業部門の構造転換過程を考察し、このかわり政府—工業企業間の相互関係を検証することは、同国が採用した「漸進的・段階的發展戦略」⁽³⁾の内実を把握し、その移行経路の適切さを吟味する上で重要な論点であると考えられる。本課題への実証分析による接近、これが本章の目的である。

本章の構成は次のとおりである。

第1節では、いわゆるソ連型工業管理制度の再編過程を論じる。第2節では、新たな管理機構の下での政府—企業間関係を事例研究により検証する。第3節では、マイクロ・データを用いて企業行動に関する実証分析を行い、本章で展開される議論の妥当性を検証する。そして結語で筆者の結論を要約する。

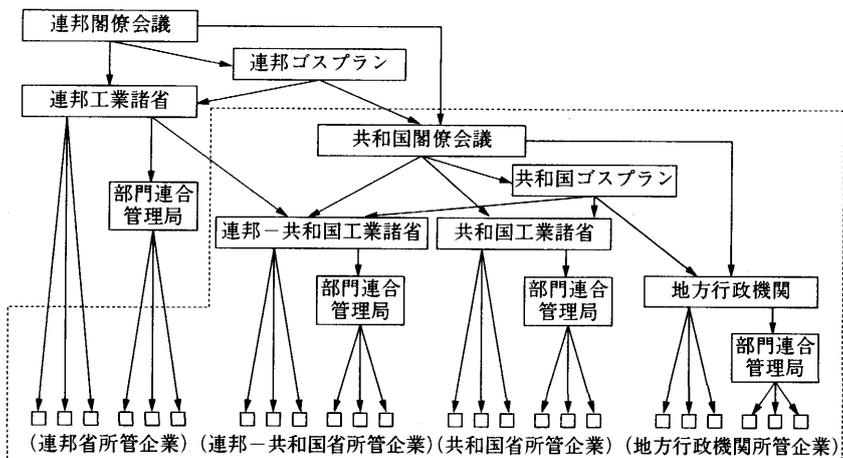
第1節 工業部門管理機構の再編過程

ソ連邦解体後に生じた地域間産業連関の瓦解や、旧ソ連各国の価格自由化政策が引き起こした物価高騰は、連邦共和国のなかでも最貧国グループに属するウズベキスタンを長期的経済危機へ陥れる可能性を有していた。危機的

状況に接して、カリーモフ大統領を首班とする中央政府は、政府主導型の「漸次的、段階的管理組織化モデル」⁽⁴⁾による体制再建、すなわち、中央集権型計画経済を支えた諸制度の包括的であるが段階的な修正による新しい経済システムの形成を基本戦略として採用する。かかる比較的穏健な改革方針が同国で速やかに採用された背景には、急進的経済改革やバウチャー型大衆私有化政策に対する政府指導部の不信感、また保守的な政策運営を指向するカリーモフ政権への一般民衆の圧倒的支持がある⁽⁵⁾。

さて、1970年代以降のソ連工業管理制度は、端的に言えば、連邦省、連邦—共和国省、共和国省および地方行政機関が、部分的には中間管理組織である部門連合管理局を介して、生産単位を多層的・重層的に管理する形態である⁽⁶⁾。図1に示されるように、この枠組みのなかで、連邦共和国に所在する工業企業は、生産物の国家的重要性や生産規模等に応じて、また管理組織の重層性に応じて、二環制から四環制に及ぶ統制チャンネルの底部に位置していた⁽⁷⁾。ところが91年末の連邦解体の結果、この管理機構は、多くの旧ソ連

図1 ソ連期の工業管理制度 (1970~90年代)



(注) 点線内は連邦共和国の領域を示す。

(出所) 西村 [1985, 166-170], グレゴリー ; スチュワート [1987, 164-171] 等の記述を参考に筆者作成。

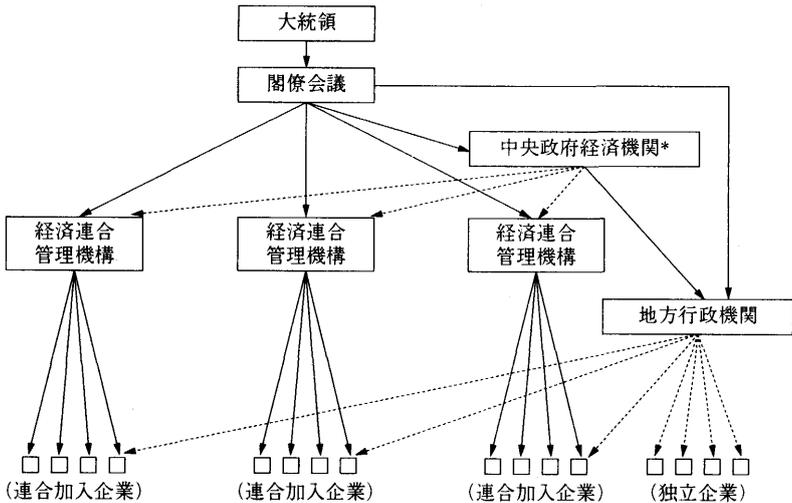
諸国で以下の重大な環境変化に直面する。

- (1) 共和国政府への経済管理責任の一元化
- (2) 連邦省所管企業や連邦一共和国省所管企業の全部ないし部分的上級意思決定機関の消滅
- (3) 連邦管理貿易制度や連邦共和国間移出・移入メカニズムの機能停止
- (4) 市場経済移行の前提となる経済諸法の施行を求める社会的・政治的要請の拡大⁽⁸⁾

これに対しウズベキスタン政府は、機構上の欠陥を補完するため、主に1992～93年の期間において、大別して五つの策を講じた⁽⁹⁾。第1の政策は、旧連邦省所管企業、旧連邦一共和国省所管企業、旧地方行政府所管企業を「事業の特性」⁽¹⁰⁾に応じて部門連合へ加入せしめることである。この政策は、ソ連期にすでに着手された工業管理制度の再建策を継承し、それをより徹底化したものである。第2の政策は、部門連合を「経済連合」(khuzhalik ujushmasi)という産業部門別企業団体組織へ改組し、部門別工業諸省と部門連合管理局をその管理機構(以下、KUB⁽¹¹⁾)として組み込むことである。続く第3の政策は、KUBおよび経済連合加入企業の株式会社化である。KUBおよび加入企業は、まず国家が全株式を保有する「閉鎖型」株式会社となり、次に発行株式の一部が原則として自由売買の対象となる「開放型」株式会社へ漸次転換された。第4の政策は、政府経済機関の統合・改組である。共和国ゴスプランの国家予測統計委員会への改組⁽¹²⁾、共和国ゴスナプの共和国卸売取引所への改組、国家価格委員会の反独占・独占価格総管理局としての財務省への統合がそれにあたる⁽¹³⁾。最後に第5の政策として、私有化政策を担当する国家国有財産管理・私有化委員会(以下、私有化委員会)や中央管理貿易を所管する対外経済関係省の新規設置が挙げられる⁽¹⁴⁾。

これらの五つの措置が比較的速やかに遂行された結果、1993年後半には、新たな工業部門管理機構の形成がなされた。その構図は図2に示されているが、先述したソ連型工業管理制度との比較において、次の4点がその特徴として指摘される。

図2 新たな工業部門管理機構の構図



(注) (1)* 国家予測統計委員会，財務省，国家国有財産管理・私有化委員会等を指す。

(2)点線の矢印は，実線で示される関係よりもより弱い結合状態を示す。

(出所) 本章注(9)にあげた資料等に基づき筆者作成。

- (1)旧来の生産課題や生産財の割当・分配制の廃止
- (2)中央政府経済機関所管事項のマクロ経済調整機能への縮小
- (3)生産管理レベルの地方から共和国規模への上方的集約
- (4)閣僚会議と工業企業との間の組織的重層性の緩和

この管理機構のなかで注目されるのは，新たに形成された中間組織としてのKUBであるが，関連諸法が規定するその主要な形式的組織形態は以下のとおりとなっている⁽¹⁵⁾。

第1に，経済連合は，KUBと連合加入企業との契約関係の束として成立するものであっても，法律上はKUBをその実体とみなす。つまり，KUBが「経済連合」としての法人格を与えられる。これは同時に，例えば経済連合にかかわる法律条項や政府決定は，すべてKUBそのものの権利義務を規定するものであって，加入企業に直接向けられるものでないことを意味する。なお，実際には「経済連合」の名称を掲げない企業団体（「コンツェルン」や

「企業連合」等)が存在するが、法律上の区別はなく、経済連合法人として一律の扱いを受ける。

第2に、経済連合への加入については、「経済的利害の一致」に基づく企業ないし組織の任意加入が原則とされている。この原則の下で、加入企業は出資金や加入金の拠出、保有財産の譲渡、KUB発行株式の取得を通じて経済連合に運営資金を提供する。他方KUBは、法の定めるところにより、自ら営利活動を行うことが認められている。したがって、加入企業が提供する各種資金と自らの営業利益がKUBの基本的収入基盤となる。

第3に、KUBは、加入企業が自主的に譲渡した財産や、自らの経済活動によって獲得した資産に対しては所有権を取得するが、加入企業および組織の財産を対象とした所有権の設定は所有法が認めていない⁽¹⁶⁾。この規制は、先の任意加入原則を法的に保証する措置となっている。

第4に、経済連合の定款が定めるKUBの活動範囲は、当該連合の設立を承認する大統領令に依拠する⁽¹⁷⁾。大統領令が規定するKUBの役割は産業部門に依拠して若干の相違はあるが、一般的には、(1)国民経済への特定生産物の供給確保、(2)R&D活動の実施、(3)共和国内外の市況調査、(4)加入企業・組織の私有化とリストラに対する支援、(5)国家権力機関に対する加入企業の権利と利益の擁護等が盛り込まれている。

このように法制度面を一見すると、KUBは経済連合加入企業に対して受動的立場にあり、また生産活動においては付随的、補助的な役割が付与されているようにみえる。

以上の考察によれば、ウズベキスタン政府は、ソ連型工業管理制度の抜本的再編成という目標に向け、そのための施策を遅滞なく実行した点が評価される。また、(1)国家経済管理機構の縮小的統廃合、(2)経済連合への独立性付与、(3)企業の行政管理からの解放、という一連の制度変化は、市場経済への移行過程と形式上整合的であり、さらにこれらの諸策は、(1)システム破壊の側面が少なく政治的・経済的混乱が相対的に穏やかで、(2)中央政府の政策実施能力の低下を抑制し、(3)ソ連期の経済官僚やテクノクラート等の人的資源

を温存し、政策目標達成のために再活用した、という点で長所を有している。

しかし法制度上の管理機構の再編は、市場経済化に向けた課題の一つにすぎない。より本質的問題は、70余年に及ぶソヴェト体制下で形成された政府—企業間のいわば「命令と服従の支配関係」が、新たな環境の下で望ましい方向に向けていかほどまで実質的に解消されたかにある。したがって、次節では制度面の実態に分析の焦点をあてることとする。

第2節 体制転換期の政府—企業間関係——事例研究——

以下では、1992～95年を対象とした、(1)綿産業に対する政府の生産支援、ならびに(2)工業企業の私有化問題という二つの事例研究を通じ、政府機関、KUB、工業企業間の相互依存関係を考察する。

事例1：綿産業に対する政府の生産支援

織物産業を中心とする軽工業と、農業機械や関連部品の製造に傾斜する機械製造業は、綿花栽培業と密接な連関を有し、ウズベキスタン経済の支柱である綿コンプレクスの一部を構成する。そして1992～95年の間において、同国のマクロ経済安定化に重要な役割を果たしたのは正にこれら二つの産業であった。というのは、当該期間における実質工業生産は、連邦解体直後の92年に6.2%低下した後、91年の水準へ緩やかに回復する傾向を示したが、生産活動の安定的推移は、軽工業と機械製造業が、その他部門の生産停滞を相殺する目覚ましい成長を達成したことにより実現されたからである(表2上段)。

ただし、当該期間における両部門の市況は必ずしも良好ではなかった。この間、軽工業品および機械製品価格は工業全体の価格上昇率を下回り、その相対的価値を低下させたため、名目工業生産全体に占める比重は軽工業で

表2 部門別工業生産動向(1991~95年)

(%)

	対前年度比実質成長率					実質生産動向指数(1990年=100)				
	1991	1992	1993	1994	1995	1991	1992	1993	1994	1995
工業全体	1.5	-6.7	3.6	1.6	0.2	101.5	94.7	98.1	99.7	99.9
重工業	1.0	-10.5	2.1	-2.1	2.0	101.0	90.4	92.3	90.4	92.2
燃料・エネルギー	0.0	-6.9	7.6	0.4	0.0	100.0	93.1	100.2	100.6	100.6
電力	-3.2	-6.3	-1.7	-3.6	0.4	96.8	90.7	89.2	85.9	86.3
燃料	2.2	-7.1	11.9	2.5	-0.2	102.2	94.9	106.2	108.9	108.7
鉄鋼・非鉄金属	-4.5	-14.2	-1.4	-10.6	-1.0	95.5	81.9	80.8	72.2	71.5
化学・石油化学	-2.6	-25.9	-11.3	-22.2	12.0	97.4	72.2	64.0	49.8	55.8
機械製造・金属加工	4.9	0.0	6.9	9.0	18.9	104.9	104.9	112.1	122.2	145.3
木材・木材加工・製紙	7.9	-4.1	7.9	0.0	3.6	107.9	103.5	111.7	111.7	115.7
建設資材	3.9	-14.5	-17.1	-12.1	-12.7	103.9	88.8	73.6	64.7	56.5
軽工業	2.1	6.9	3.9	9.1	-2.2	102.1	109.1	113.4	123.7	121.0
織物	-0.7	6.2	1.9	10.2	0.4	99.3	105.5	107.5	118.4	118.9
衣料品縫製	20.5	9.3	20.6	25.1	-2.3	120.5	131.7	158.8	198.7	194.1
皮革製品・靴類	6.4	9.0	-0.5	-21.1	-25.5	106.4	116.0	115.4	91.0	67.8
食品工業	-3.2	-14.2	9.9	3.9	1.3	96.8	83.1	91.3	94.8	96.1
加工食品	3.7	-9.6	13.4	10.0	4.7	103.7	93.7	106.3	116.9	122.4
食肉・乳製品	-13.0	-25.2	-1.4	-7.4	-6.5	87.0	65.1	64.2	59.4	55.6
魚肉	5.4	-14.7	-19.7	-26.8	-17.1	105.4	89.9	72.2	52.8	43.8
	名目工業生産高 ¹⁾					部門別構成比(工業全体=100)				
	1991	1992	1993	1994	1995	1991	1992	1993	1994	1995
工業全体	63,022	516,007	5,238,528	51,760	233,643	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
重工業	25,820	293,428	3,123,794	24,718	150,322	41.0	56.9	59.6	47.8	64.3
燃料・エネルギー	4,090	87,456	1,261,352	9,074	66,531	6.5	16.9	24.1	17.5	28.5
電力	1,747	26,716	419,475	3,387	34,504	2.8	5.2	8.0	6.5	14.8
燃料	2,343	60,740	841,877	5,687	32,027	3.7	11.8	16.1	11.0	13.7
鉄鋼・非鉄金属	6,633	59,604	484,223	4,165	26,818	10.5	11.6	9.2	8.0	11.5
化学・石油化学	2,697	26,332	269,850	1,955	12,813	4.3	5.1	5.2	3.8	5.5
機械製造・金属加工	7,302	78,037	647,897	4,274	20,739	11.6	15.1	12.4	8.3	8.9
木材・木材加工・製紙	1,013	6,185	62,551	711	2,467	1.6	1.2	1.2	1.4	1.1
建設資材	2,673	26,294	294,429	3,094	15,471	4.2	5.1	5.6	6.0	6.6
軽工業	25,137	129,552	1,213,033	12,853	46,506	39.9	25.1	23.2	24.8	19.9
織物	20,380	104,696	987,058	10,639	42,214	32.3	20.3	18.8	20.6	18.1
衣料品縫製	3,317	15,329	140,877	1,460	2,928	5.3	3.0	2.7	2.8	1.3
皮革製品・靴類	1,392	9,286	82,907	729	1,310	2.2	1.8	1.6	1.4	0.6
食品工業	9,264	61,812	647,603	7,978	21,804	14.7	12.0	12.4	15.4	9.3
加工食品	5,621	44,080	429,195	6,075	16,908	8.9	8.5	8.2	11.7	7.2
食肉・乳製品	3,493	16,722	206,446	1,796	4,586	5.5	3.2	3.9	3.5	2.0
魚肉	150	1,010	11,961	107	310	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1

(注) (1) 1991~93年は100万ルーブル, 94~95年は100万スム表示。

(2) 0.0はきわめて小さいことを示す。

(出所) World Bank [1996, 529, 530] より筆者作成。

表3 工業製品の部門別生産者価格指数 (1991~95年)

(1991年 = 1)

	1992	1993	1994	1995
工業製品全体	14	171	1,998	18,585
電力	26	741	6,815	99,496
燃料	50	914	6,213	56,536
石油	33	1,251	4,628	44,425
天然ガス	6	95	1,279	8,316
石炭	42	681	7,282	101,226
鉄鋼	28	200	1,942	31,259
非鉄金属	40	306	947	3,220
化学	16	287	2,899	35,949
石油化学	6	88	1,394	10,456
機械製造	18	166	2,447	16,396
木材・木材加工・製紙	10	107	1,875	19,496
建設資材	12	203	2,862	27,757
軽工業	6	70	862	7,847
食品工業	12	151	2,169	18,223

(出所) CISSTAT [1996b, 497] より筆者作成。

20%、機械製造・金属加工業で2.7%縮小し、部門全体の収益率低下をまねいた(表2下段および表3)。また同国の貿易活動は、他の旧ソ連諸国と比べ比較的堅調に推移したものの、最重要輸出品目である綿繊維の輸出額は国際市場価格変動の影響を受けて必ずしも安定的ではなく(表4)、これに加えて企業間債務累積や生産財調達契約の不成立・不履行がウズベキスタン国内でも深刻化し、企業間取引の遅滞や労働時間の喪失という形で両部門の生産活動に悪影響を及ぼした(表5, 6)⁽¹⁸⁾。このような幾多の悪条件にもかかわらず、軽工業および機械製造業が実質ベースで大幅な生産拡大を達成し得たのは、綿花栽培から収穫物の配分・加工に及ぶプロセスにおいて、以下に述べる政府の強力な生産維持活動が有効に機能したためとみられている。

綿産業に対する政府の生産支援策は、綿原料の政府買上げ価格の段階的引上げ等、価格インセンティブを用いた市場誘導策を折り込みながらも、全体としては関連産業を動員する大規模な統制メカニズムを基軸としている⁽¹⁹⁾。すなわち、政府は綿花栽培者から国際価格を大幅に下回る価格で綿花を買い

表4 貿易動向 (1991~95年)

(単位:100万ドル)

	1991	1992	1993	1994	1995
貿易総額	31,166	3,253	7,056	5,528	5,569
輸出額	15,018	1,497	3,551	3,044	2,821
域内貿易構成比 (%)	91.6	42.0	58.7	69.0	39.3
域外貿易構成比 (%)	8.4	58.0	41.3	31.0	60.7
輸入額	16,148	1,756	3,505	2,484	2,748
域内貿易構成比 (%)	87.3	47.1	63.5	54.9	40.7
域外貿易構成比 (%)	12.7	52.9	36.5	45.1	59.3
輸出品目構成 (%)	…	…	…	100.0	100.0
綿 織 維	…	…	…	48.9	57.9
鉱物・化学製品	…	…	…	25.1	17.1
機械, プラント	…	…	…	5.6	2.4
鉄 鋼	…	…	…	0.6	0.9
非鉄金属	…	…	…	3.1	4.7
その 他	…	…	…	9.4	7.7
サービス	…	…	…	7.3	9.3
輸入品目構成 (%)	…	…	…	100.0	100.0
食 糧	…	…	…	32.6	18.2
機械, プラント	…	…	…	15.4	47.9
鉱物・化学製品	…	…	…	23.7	9.5
鉄鋼・非鉄金属	…	…	…	8.4	5.7
その 他	…	…	…	19.7	13.7
サービス	…	…	…	0.2	5.0

(注) (1)「域内貿易」とはバルト3国を含む旧ソ連諸国との貿易を指す。

(2)…はデータの欠如。

(出所) 岩崎[1997a, 186-187], CISSTAT[1996a, 117]より筆者作成。

つける代償として、金融、産業界より資金、財、サービスを優先的に供給し、農場経営を多面的に支援すると同時に、調達した綿原料を特定産業へ優先配分したり、綿織維輸出より得た外貨収入の一部を国内金融市場に還流させることで、支援活動に関与した経済連合や金融機関が一定の利得に与る仕組みを維持したのである。かかる政府主体の資源分配活動は、次のようなスキームによるものである⁽²⁰⁾。

まず綿花栽培期には、閣僚会議決定をはじめとする各種行政命令により、経済連合からは化学肥料、農薬、燃料、農業機械および部品等の投入財や、

表5 主な経済連合および政府経済機関の期限超過債権・債務額
(1995年12月1日現在) (単位:100万スム)

	主な活動分野	負債額	
		債権	債務
共和国全体		29,181.6	31,340.8
ウズベクネフチェガス社	石油・ガス採掘業	14,804.5	16,052.1
ウズヒムプロム連合	化学工業	1,944.4	2,045.2
ウズセリホズスナブレメント	機械製造業	1,004.9	425.5
ウズエルチェフプロム連合	機械製造業	76.2	32.4
ウズストロイマテリアル国家コンツェルン	建設資材製造業	547.6	563.6
ウズリョクプロム連合	軽工業	311.0	598.5
ウズボドストロイ国家コンツェルン	建設業	1,321.5	1,358.6
ウズプロムグラジュダストロイ国営会社	建設業	901.6	1,537.6
タシジルインベストストロイ社	建設業	593.3	790.9
ウズアグロストロイ	建設業	553.7	698.6
ウズフレバプロダクト国有株式会社	食品工業	1,172.8	880.8
ウズプロドオバシピンプロム・コンツェルン	食品工業	552.6	470.5
マスロジルタバクプロム連合	食品工業	66.4	76.3
ウズミヤサモルプロム連合	食品工業	42.7	63.3
ウズリイバ連合	食品工業	35.2	25.7
ウズピシェプロム・コンツェルン	食品工業	25.7	64.1
ウズフロプカプロムスビット連合	流通業	278.8	263.7
ウズオプトビルジュトルグ	流通業	278.5	206.7
ウズベクサブド連合	流通業	194.9	100.1
ウズアフトトランス株式会社	運輸業	96.3	229.8
公共サービス省	公共サービス	1,159.6	1,321.6
農業省	農業	497.7	600.0
その他機関	その他	2,721.8	2,935.2

(注) 各企業および省庁の活動分野は、筆者の調べによる。

(出所) CISSTAT [1996a, 82] より筆者作成。

機械修理および農薬散布等の各種サービスが、農業金融機関からは低利の融資が、綿花栽培者にほぼ無条件で提供される(図3)。ここでは、投入財必要量に関する情報収集、製造計画の立案および商品流通は、企業と綿花栽培者の間に介在する政府機関と関連KUBの提携関係により調整・執行される。したがって投入財生産者や輸送業者は、投入財需要者(すなわち、綿花栽培者)との市場的交換行為を通じてではなく、経済連合の指揮に従い投入財製造や

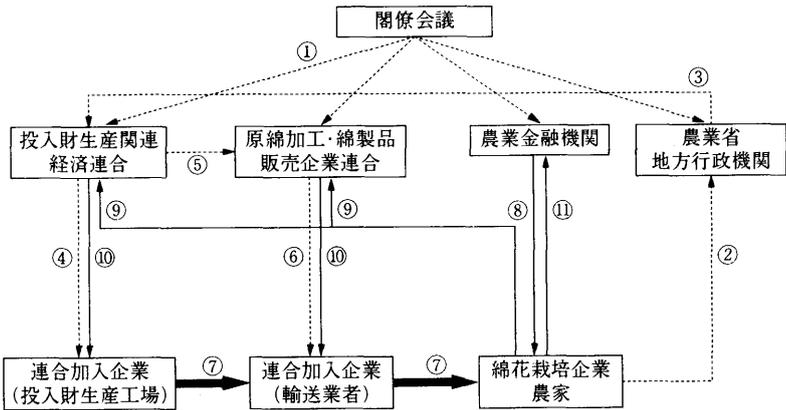
表6 各産業分野において喪失した労働時間とその原因(1995年)

(単位:労働日)

	喪失時間	原因		
		電力不足	原材料の不足	
			資材調達 契約の不 履行	資材調達 契約締結 の拒否
共和国全体	758,152	2,009	729,057	27,086
機械製造	112,416	—	103,531	8,885
化学	178,062	—	178,062	—
冶金	18,627	77	18,550	—
農工コンプレクス	62,131	—	49,131	13,000
消費財, 商業, サービス	250,629	704	244,724	5,201
建設, 輸送, 通信	28,911	1,228	27,683	—
盲人連合	97,936	—	97,936	—

(出所) CISSTAT [1996a, 101] より筆者作成。

図3 綿花栽培期の投入財供給過程

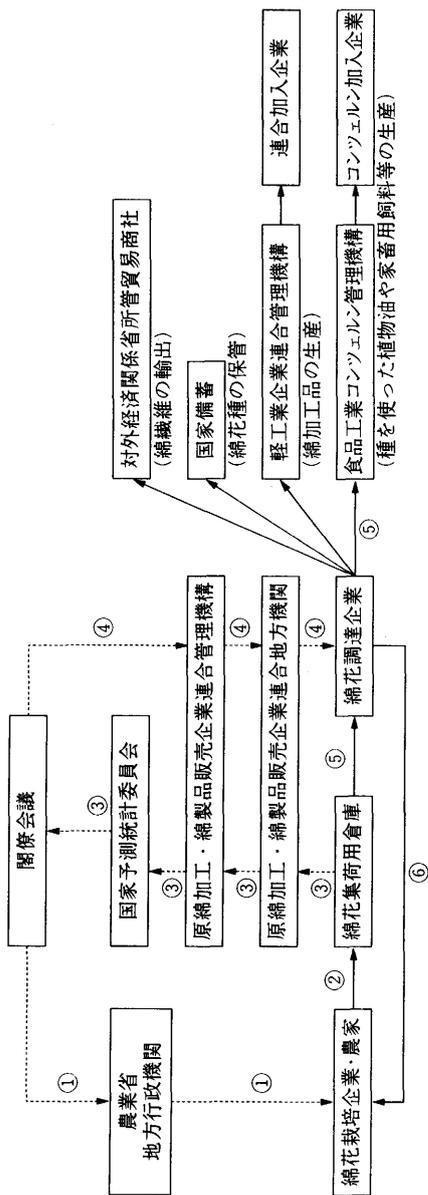


- ① 来年度生産支援に関する政府決定公布, ② 来年度作付計画の提出, ③ 投入財必要量に関する情報提供, ④ 生産指示, ⑤ 輸送要請, ⑥ 投入財出荷指示, ⑦ 投入財の運搬, ⑧ 融資提供, ⑨ 綿花生産者からの支払い, ⑩ 経済連合からの支払い, ⑪ 綿花売却後の融資返済

(注) 太い実線は投入財の流れを, 細い実線は資金の流れを, 点線は指令や生産情報等の流れを示す。

(出所) 本章注(20)にあげた資料等に基づき筆者作成。

図4 綿原料の集荷および配分過程



①綿花集荷に関する政府決定の下達、②全収穫物の引渡し、③集荷情報の上申、④配分計画の下達、⑤綿原料の搬出・運搬
⑥国家調達分以外の綿原料の返却

(注) 実線は種を含む綿原料の流れを、点線は行政命令や集荷情報の流れを示す。
(出所) 図3に同じ。

綿花生産者への運搬業務を遂行し、その対価としてKUBより還付される売上金の一部を営業収入とする。

続く綿花収穫期には、ほぼすべての収穫物が各地の綿花専用倉庫へ強制的に集荷され、その後、閣僚会議が採択する配分計画に従って需要者への配分が実施される(図4)。このとき、国家調達分以外の綿原料は、綿花栽培者へいったん返還されるが⁽²¹⁾、返還された綿原料の大部分は、自由契約ベースで綿花調達企業へ再び引き渡され、結果的には国家調達分のそれとほぼ同じルートをたどり、国内を流通する⁽²²⁾。図4に示される流れにそって国内市場に供給される綿原料の大部分は、政府の決定するクォータに基づき、綿花調達業務を独占する経済連合から軽工業および食品工業関連の経済連合へと引き渡され、その後、各連合の生産計画に基づいてKUBより加入企業へ綿原料の配分が行われる。

以上のような公的支援体系のなかでは、市場原理が機能する余地はほとんど残されていない。また支援実施に際し、関連部門の経済連合は、政府機関や農業金融機関とともに積極的機能を果たす一方、末端の業者は経済連合が受注する公的業務の下請委託や、連合間で排他的に売買される綿原料の配分に依存して経営活動を行うほかない。したがって、工業労働者の約7割が集中する軽工業、食品工業および機械製造業を中心に、経営の独立性を確保し難い工業企業は多数に上るものと推測される⁽²³⁾。

さらに、経営環境の閉塞性は、連邦解体後も存続する国家管理貿易により制度的に補強されている。ウズベキスタンは、1991年12月に採択された企業法第26条により、企業の対外経済活動への自発的参加を認めたが、実際は対外経済関係省が許認可権を有する貿易ライセンス制と、中央銀行への外貨収入強制売却義務を用具とする管理貿易制度が維持され、同分野での企業活動を拘束している。事実、92年当初、26品目を数えた輸出ライセンス対象品目は、規制緩和策の一環として、95年10月には綿繊維、石油、鉄鋼、非鉄金属の4品目にまで削減されたが、これら4品目の総輸出額に占めるシェアは、同国最大の外貨収入源である綿繊維を筆頭に全体で80%強に達しており(表

4)、貿易の国家的独占は事実上堅持されたのである⁽²⁴⁾。

閣僚会議の最終認可を必要とする貿易ライセンス発給業務は一般に非公開で、そのメカニズムには不透明な部分が多い。ただし、綿産業への公的支援活動にかかわる部分については、上述した支援活動の実施スキームに適応したKUBおよび対外経済関係省所管貿易商社への排他的なライセンス発給が確認される⁽²⁵⁾。したがって、少なくとも生産支援活動に携わる工業企業は、所属する経済連合の貿易ライセンスを利用しなければ海外からの資材輸入や製品輸出を遂行し得えない。故に、このような貿易権益の一種の「囲い込み」がKUBの政治・経済的権威の強化と企業経営の束縛をもたらす一因となっていることに疑義を挟む余地はないであろう。

事例2：工業企業の私有化問題

次に工業企業私有化をめぐる問題を取り上げる。第1節でKUBに認められる所有権の範囲規定にふれたが、ここでは政府—企業間関係にかかわる、その他の重要な法的規定としてさらに3点を整理する。

その第1は、国家公務員による企業経営および所有の禁止である。政府閣僚を含めた国家公務員による企業活動への従事および企業の私的所有は、企業家活動法、非国家化・私有化法、独占的行動制限法などの法律によって厳しく制限されている。例えば非国家化・私有化法第5条では、非国家化・私有化資産の取得、購入者としてのコンクールやオークションへの参加、私有化企業株式取得の禁止が明記されている。また独占的行動制限法第5条2項では、公務員に対し、財産として企業を所有することや企業の創立者となること、また非国家経済主体の管理組織において指導的地位を取得したり、株主総会等の場で投票権を行使することを禁じている⁽²⁶⁾。

第2は、国有企業取得に際する労働集団への優先権と優遇措置の付与である。この方針は所有法第29条3項において表明されているが、具体的措置は非国家化・私有化法や私有化政策にかかわる政府決定等によって定められる。例えば非国家化・私有化法によれば、労働集団が所属する国営企業を資

産として取得する場合、企業資産売却価格から企業バランスに含まれる社会インフラおよび環境保護施設の価値が差し引かれるほか、当該企業の純利潤や減価償却費、有価証券の売却費等を企業資産購入資金とする権利や、企業財産および株式の分割購入権が認められる⁽²⁷⁾。また1992年9月に公布された閣僚会議決定では、地場産業や商業・サービス関連国有企業の株式会社化に際し、3年を期限とする株式の分割購入権を労働集団に与え、さらに発行株式の60%以上を彼らへ優先的に売却する措置が盛り込まれている⁽²⁸⁾。

第3は、非国家化・私有化法第6条2項が規定する所属企業の非国家化および私有化形態に関する自発的決定権の労働集団への付与である。ただし、同法は、非国家化・私有化計画の具体化や企業資産ないし株式売却価格の裁定は、当該企業の管理責任者、行政府、労働集団、その組合ないし社会組織、財政当局、銀行、地方人民代議員およびその他専門家で構成される委員会決定されるとしており⁽²⁹⁾、上記の自発的決定権はあくまでも企業私有化の初発的イニシアチブが労働集団に帰することを認めたものにすぎないと解される。

以上の法的枠組みの下で、1992年より始動した企業私有化政策の進捗状況は次のとおりであった(表7)⁽³⁰⁾。

まず「改革第1段階」と呼ばれる1992年から94年1月までの期間においては、小規模企業の非国家化⁽³¹⁾が私有化政策における最大の目標として設定された。この「小私有化政策」は同期間に一定の成果を収め、93年末には国内企業の54% (3万4577社)、小規模企業の64% (3万3577社) が非国家化を果たした。ただし、私有化された企業の94%は商業・サービス業に属し、工業企業の比率は4%に満たなかった。つまり、工業企業の多くは「閉鎖型」株式会社への改組段階にとどまったのである。

続いて、「改革第2段階」とされる1994年2月から95年末の期間においては、小私有化政策の完了と大・中規模企業の「開放型」株式会社への転換およびその株式の広範な売却がはかられた。95年末に小規模企業の私有化率は96% (5万572社) に達し、政策目標がほぼ達成されたのに対し、大・中規模

表7 企業の私有化過程 (1992~95年)

	1992	1993	1994	1995
私有化以前の企業数 (a) ¹⁾	64,547	—	—	—
内：小規模企業	52,782	—	—	—
中規模企業	7,059	—	—	—
大規模企業	4,706	—	—	—
私有化企業数 (各年)	—	34,577	9,744	8,537
内：小規模企業	—	33,577	8,760	8,235
中規模企業	—	600	614	174
大規模企業	—	400	370	128
私有化企業数 (累積) (b)	—	34,577	44,321	52,858
内：小規模企業	—	33,577	42,337	50,572
中規模企業	—	600	1,214	1,388
大規模企業	—	400	770	898
私有化企業の比率 (b/a (1992年)) (%)	—	54	69	82
内：小規模企業	—	64	80	96
中規模企業	—	8	17	20
大規模企業	—	8	16	19
株式会社数 (累積) ²⁾	—	1,118	3,094	3,767
内：閉鎖型	—	1,054	210	108
開放型	—	64	2,884	3,659
開放型株式会社の比率 (%)	—	6	93	97
開放型株式会社発行株式の国家保有率 (%)	—	…	49	29
私有化企業の部門構成 (%) ³⁾				
工業・建設・運輸部門	—	4	18	19
商業・サービス部門 ⁴⁾	—	94	54	46
その他	—	2	28	35

(注) 1) 子会社を含む。

2) 元資料では、“Joint-Stock Company”と記述されている。

3) 各年の数値はその期間に私有化された企業数に占める比率を示す、ただし1995年は第1四半期。

4) 公共給食部門を含む。

…はデータの欠如。

(出所) IMF [1996, 80], CISSTAT [1995, 45-46] より筆者作成。

企業についてはそのほとんどが「開放型」株式会社への改組を果たしたものの、政府保有株式の売却が進まず、その本格的私有化は足踏み状態に陥った。95年末の時点で私有化した大・中規模企業の割合は、大規模企業の19% (898社)、中規模企業の20% (1388社) で、大・中規模工業企業の私有化率は

これをさらに下回った。公式発表によれば、開放型株式会社発行株式の国家保有率は95年末までに29%へ低下したが、工業企業発行株式の政府保有率は、この水準を大幅に上回るものと推測される。以上から二つの改革期間を通じて、工業企業の大多数が真の私有化を果たさず、株式会社の体裁をもつ国有企業として残存したことは明らかである⁽³²⁾。

このように、1992～95年における工業部門の私有化政策はほとんど進展をみなかったが、その原因として、一つには政府指導部が国家主導型経済改革を実現するために政府による有力工業企業株の保有を堅持したこと、二つには、以下に挙げられるミクロ・レベルでのさまざまな阻害要因が指摘されている。

その第1は、政府機関およびKUBによる組織的サボタージュである。私有化政策に関する政府機関およびKUBの消極的態度は、大統領発言や、政府諸決定のなかで幾度となく批判されており、いわば公知の事実とされている。例えば、1995年6月に公布された国営企業の株式会社化に関する大統領令では、「一連の省庁、コンツェルンおよび連合の幹部は、経済改革プログラム実施過程における企業株式会社化の役割の重要性と意義に対して保守主義と無理解を示し」、「私有化委員会の支部機関、財務省、法務省の責任者は時折役所的引き延ばしや官僚主義を發揮し、株式会社登録申請書類の審査において人為的障害を作り出している」との批判的見解が表明されている⁽³³⁾。また政府指導部は、加入企業私有化の遅滞がめだつ特定の経済連合幹部を公的文書のなかで非難し、私有化申請手続きを早めるよう勧告している。しかし、これらの公的非難や勧告は同一の経済連合に対して幾度となく繰り返されており、実質的効果に乏しいのが実状とみられる。

第2は、私有化委員会に対するKUBの強い拮抗力である。Klugman [1997]は、監督官庁である私有化委員会に対して、元部門別工業省の陣容を擁するKUBは相対的に強いポジションを有していると指摘する⁽³⁴⁾。例えば、1990年に集団企業への改組が部門連合管理局によって承認され、労働集団による分割購入が進展していた連合加入企業に対し、KUBは同企業を国有合同へ再改

組する命令を発し、過去の約束を力づくで反故にした。これを報じた新聞記事によれば、その後私有化委員会が数度の仲裁活動を行ったにもかかわらず、改組命令の撤回は実現せず、委員会の無力ぶりが浮き彫りとなった⁽³⁵⁾。すなわち、KUBは加入企業の私有化を彼らが利する方向へと誘導し、そのためには私有化委員会の行政活動を阻害する行為すら可能な立場にあることが公に露見したのである。

第3は、投資子会社を介したKUBによる私有化企業株式取得の動きである。1994年に入り、軽工業企業連合は、他の経済連合に先がけて、投資子会社「リョクプロムインベスト」を通じた連合加入企業発行株式の取得に乗り出した⁽³⁶⁾。同連合の行動は、先述した所有法の規制を回避する動きとなるが、政府がこれを事実上認知したため、KUBや有力国立銀行が設立する「投資ファンド」が、私有化企業の発行株式を取得する動きはこれを期に急速に拡大した。例えば、95年3月の時点で冶金工業関連企業1296社が発行した株式の51%が、この種の投資ファンドへ売却されている⁽³⁷⁾。Geller & Connor [1996]は、民間企業として組織されたこれら投資ファンドの株式売買を制御することにより、石油産業、織物産業、観光業、地場産業に対する政府の支配が、経済連合を迂回して今なお意図的に堅持されていると指摘し、ウズベキスタン株式市場の現状を批判している⁽³⁸⁾。

第4は、個別企業による外部資金調達の高難溶性である。政府は、国家予算から産業界への直接的資金供給を縮小する一方で、プロムストロイ銀行など従来の国営産業別銀行以外の金融機関として、ウズタドビルコル銀行、サブドガル銀行、アサカ銀行等、特定分野の融資活動を専門とする特殊商業銀行を相次いで設立し、国内企業向け銀行融資チャネルを拡張した。ところが、特殊商業銀行設立にあたっては、財務省だけでなく国営銀行やKUBが資本金拠出と幹部社員の派遣を行い、その経営権の一部を獲得する⁽³⁹⁾。このため、企業の資金調達行動はKUB側へ筒抜けとなり、情報面での秘密性が確保されない上、KUBの後押しなくしてはこれら商業銀行からの資金借入れは事実上むずかしいとされる。また特殊商業銀行の融資は、貿易決済等のための短期

信用が中心で、貸出し条件もきわめてタイトなため、長期資金を必要とする私有化企業にとって、そもそも有益な融資源足り得ないとも指摘されている⁽⁴⁰⁾。したがって、企業が私有化のための長期資金を外部調達することはきわめて困難であり、Dyker [1996] による現地調査が示すところでは、多くの工業企業は減価償却費を主な原資とした、内部留保金からの資金調達を余儀なくされている⁽⁴¹⁾。

以上示したように、国家の基幹産業である綿産業において、政府—経済連合間連携関係を軸とする統制型生産体系を維持しつつ、他方でその制御対象たる工業企業を民営化しようとする試みは、ウズベキスタンの改革路線がはらむ深刻な矛盾を惹起している。また、そのような条件下での一部政府機関やKUBによる私有化政策への執拗な妨害行為の実態は、同国における工業企業の脆弱的立場を露呈するものである。

これまでの事例研究を通じた考察からは、企業活動の自由や経済連合の加入企業に対する従属性を原則とする法的規定の他の法体系との不整合性や劣位性、また企業に対する政府やKUBの政治的・経済的優位性が因由して、体制移行端緒期のウズベキスタンにおいて、上部機関と企業との支配・従属関係が、変質を遂げつつ再興した可能性が示されている。そのなかでKUBは、(1)統制型生産支援体系下での政府機関や他の経済連合との密接な協働関係、(2)投資子会社を介した加入企業株式の取得、(3)資本参加や役員派遣による特殊商業銀行の経営権確保、(4)輸出ライセンス等の排他的経済権益の配分等を通じて獲得した経済実権によって、社会主義時代の行政権力を代替する政治的・経済的地位を確立する一方、末端企業には、自由な生産活動の模索や経営体制の変革はおろか、私有化政策を通じた経営権取得をめざすインセンティブすら生まれにくい状況が現出されているのではないと思われる。そこでは、多くの工業企業が経済連合への依存を強める結果、工業全体において、一種の組織的カルテル化傾向すら観察される。かかる企業群の動きが、市場経済化にとって望ましい企業家活動の芽を摘む恐れは否定できない。この意

味で、工業部門におけるウズベキスタンの移行形態は重大な構造上の欠陥を包含するものと判断される。

第3節 企業行動に関する実証分析

本節では、これまでの筆者の結論について、その妥当性を実証的に検証する。以下では、1992年および95年上半期の状態を示す工業企業約1100社を対象としたマイクロ・データを用い、(1)産業・経営組織面、(2)生産構造面、ならびに(3)当該期間における産出量変化の要因分析という三つの視点から、企業の行動変化を解析する⁽⁴²⁾。

表8、表9および表10は、産業・経営組織面からの分析結果である。

表8は、企業の経済連合への所属関係の変化を示している。同表によれば、標本集団の34% (366社) に当たる工業企業がソ連時代の部門別企業集団との関係を継続し、さらに38%の企業 (410社) が1995年上半期までに経済連合へ新規加入した。筆者の調査では、大規模重工業企業や軽工業および食品工業関連の中小企業が新規加入企業の大部分を占めている。また所属先を変更した6.4%の企業 (69社) のほとんどが、共和国規模の経済連合に「乗り換え」たケースである。これに対し、企業集団を離脱した企業は全体の1.7% (18社) にすぎず、経済連合が工業企業を包括する範囲はソ連期の部門別企業連合に比していっそう大きいものとなっている。

表9は、所有形態の変化を示している。分析期間において国営企業の株式会社化が進行したにもかかわらず、国家所有の比重は1992年と比してわずか3.4%低下したのみであった。これは第2節で行った工業企業の私有化過程に関する分析結果と一致する。これに対して、集団企業や株式企業の比重は4.4%から9.2%へ増加しているが、同時に92年時点で賃貸、協同組合、集団、株式という所有形態を有した企業が国有形態へ逆戻りするケースも26社 (2.4%) あり、私有化政策に逆行する動きが交錯していたといえる。

表 8 経済連合との所属関係の変化 (1992/95年上半期)

(単位：社)

	変化なし	所属先を 変 更	新規に 加 入	離脱	未加入の ま	小 計
電 力	1	—	3	—	19	23
燃 料	3	3	2	—	3	11
鉄 鋼	—	1	—	—	1	2
非鉄金属	3	1	2	—	2	8
化学・石油化学	18	1	8	1	2	30
機械・金属加工	58	21	44	7	40	170
木材・製紙	18	3	9	1	17	48
建設資材	30	4	65	5	24	128
ガラス・陶磁器	—	—	1	—	1	2
軽 工 業	126	23	191	1	19	360
食品工業	93	7	68	2	11	181
製粉・配合飼料	13	3	8	1	4	29
印 刷	—	—	—	—	70	70
その他工業	3	2	9	—	2	16
小 計	366	69	410	18	215	1,078
構成比 (%)	34.0	6.4	38.0	1.7	19.9	100.0

(出所) 筆者作成。

表 9 所有形態の変化 (1992/95年上半期)

(単位：社)

1995年上半期 1992年上半期	国有	賃貸	協同組合	集団	株式	混合	私有	不明	小計 (横軸)	構成比 (%)
国 有	918	—	—	12	32	3	14	2	981	91.0
賃 貸	13	7	—	—	4	—	—	—	24	2.2
協同組合	3	—	4	14	—	—	1	—	22	2.0
集 団	9	—	—	25	—	—	—	—	34	3.2
株 式	1	—	—	—	12	—	—	—	13	1.2
混 合	—	—	—	—	—	1	—	—	1	0.1
不 明	—	—	—	—	—	—	—	3	3	0.3
小計 (縦軸)	944	7	4	51	48	4	15	5	1,078	100.0
構成比 (%)	87.6	0.6	0.4	4.7	4.5	0.4	1.4	0.5	100.0	

(注) なお、1995年時点の国有形態には、本文中のいわゆる「開いた」株式会社でありながら、国家が圧倒的な支配株を保有している企業が多数含まれていると考えられる。

(出所) 筆者作成。

表10 経営責任者の進退状況 (1992/95年上半期)

(単位:社)

	不変	交替 (a)	不明 (b)	小計 (c)	交替率(%)
電力	22	1	—	23	4.3
燃料	10	1	—	11	9.1
鉄鋼	2	—	—	2	0.0
非鉄金属	6	2	—	8	25.0
化学・石油化学	29	1	—	30	3.3
機械・金属加工	161	8	1	170	4.7
木材・製紙	40	7	1	48	14.9
建設資材	116	12	—	128	9.4
ガラス・陶磁器	2	—	—	2	0.0
軽工業	302	54	4	360	15.2
食品工業	144	34	3	181	19.1
製粉・配合飼料	19	10	—	29	34.5
印刷	66	3	1	70	4.3
その他工業	14	2	—	16	12.5
小計	933	135	10	1,078	12.6

(注) 交替率 = $\{a/(c-b)\} \times 100$

(出所) 筆者作成。

表10は、経営者集団の進退状況を示している。同表によれば、分析期間に経営者の交替が確認された企業は全体の12.6% (135社) にとどまっている。この数値によるかぎり、高齢化や病気故の自発的退職の可能性も考慮に入ると、連邦解体後の構造変化が経営者層の新旧交代を促進する効果は仮にあったとしてもきわめて限られていたとみられる。同表の分析結果は、後れをとる私有化政策の現状に関連し、「国営企業が在職の経営者により捕らわれている」としたPomfret [1997] の見解とも一致する⁽⁴³⁾。

続く表11、表12は、生産構造面からの分析結果である。

表11は、企業当りの平均従業員数の変化を示している。標本集団全体の従業員数減少率 (17.0%) は、公式統計に基づく工業従事者数の減少率 (14.3%) とほぼ同水準である⁽⁴⁴⁾。同表によれば、電力、鉄鋼、ガラス・陶磁器部門を除く11部門で1社当り10~30%程度の人員整理が実施されている。ところで、大幅な従業員数の削減を行った機械・金属加工業や軽工業が、ほぼ同じ期間

表11 部門別企業当りの平均従業員数の変化
(1992/95年上半期)

	平均従業員数(名)		増加率 (%)
	1992年上半期	1995年上半期	
電力	637.5	626.1	-1.8
燃料	831.9	735.0	-11.6
鉄鋼	11,939.0	12,263.0	2.7
非鉄金属	1,695.3	1,425.5	-15.9
化学・石油化学	1,215.5	1,033.0	-15.0
機械・金属加工	830.7	654.6	-21.2
木材・製紙	372.6	261.3	-29.9
建設資材	424.7	371.2	-12.6
ガラス・陶磁器	1,780.0	1,872.0	5.2
軽工業	265.5	192.8	-27.4
食品工業	345.7	289.2	-16.3
製粉・配合飼料	388.3	309.7	-20.2
印刷	95.9	82.9	-13.6
その他工業	322.5	289.1	-10.3
工業全体	612.2	508.1	-17.0

(注) サンプル数は1,068件。

(出所) 筆者作成。

に実質10～40%の生産拡大を達成していることから、従業員削減の動きは、生産活動に影響を及ぼさない範囲での過剰労働力の整理という側面をも有するものと考えられる。

表12は、企業当りの固定資本蓄積額の変化を示している。同表では、分析期間を通じて部門間に著しい生産格差が生じたにもかかわらず、固定ファンドの部門構成にはほとんど変化が看取されず、どの部門においても投資活動が低調であったことが示されている。また筆者の算定では、化学・石油化学部門を除くすべての部門で固定ファンド額の実質減が観察されるが、これは、Korneev [1996] が指摘する、工業固定資本の大規模な老朽化現象と密接な関連があるものとみられる⁽⁴⁵⁾。

最後に、分析期間における産出量変化の説明要因を、815件のクロスセクション・データを用いた回帰分析で検出した。その主要な推定結果は次のと

表12 固定ファンド部門構成の変化(1992/95年上半期)

	1992年上半期		1995年上半期		部門別 構成品 変化率 (b-a)	固 定 ファンド額 実質増加率* (%)
	固定ファンド額 (1,000ルーブル)	構成品(a) (%)	固定ファンド額 (万スム)	構成品(b) (%)		
電 力	1,614,260	15.72	52,517,000	16.66	0.94	-14.0
燃 料	395,454	3.85	8,274,370	2.63	-1.23	-44.7
鉄 鋼	1,540,536	15.00	33,650,000	10.68	-4.33	-42.3
非 鉄 金 属	87,132	0.85	1,428,000	0.45	-0.40	-56.7
化学・石油化学	1,006,333	9.80	39,950,890	12.68	2.88	4.9
機械・金属加工	1,386,218	13.50	50,338,245	15.97	2.47	-4.0
木材・製紙	235,664	2.30	8,118,520	2.58	0.28	-9.0
建設資材	936,364	9.12	28,669,170	9.10	-0.02	-19.1
ガラス・陶磁器	20,065	0.20	1,024,000	0.32	0.13	34.9
軽工業	1,953,967	19.03	57,488,058	18.24	-0.79	-22.2
食品工業	754,838	7.35	24,136,400	7.66	0.31	-15.5
製粉・配合飼料	251,186	2.45	6,939,330	2.20	-0.24	-27.0
印刷	43,396	0.42	1,467,785	0.47	0.04	-10.6
その他工業	42,085	0.41	1,143,490	0.36	-0.05	-28.2
工業全体	10,267,498	100.00	315,145,258	100.00	0.00	-18.9

(注) サンプル数は855件。*は参考値。

(出所) 筆者作成。

おりである。

$$\begin{aligned} \Delta Y = & 1220.81 + 0.57^{**} \Delta K + 0.40 \Delta L + 1143.05 \text{RYK} - 2200.73 \text{SOP} \\ & (1.12) \quad (30.45) \quad (0.33) \quad (0.90) \quad (-1.58) \\ & + 2359.44^{*} \text{KUB} - 3219.92^{**} \text{TZP} \\ & (2.14) \quad (-3.58) \end{aligned}$$

$$R^2=0.542 \quad \bar{R}^2=0.538$$

(注) かつこ内はt値, **: 1%水準で有意, *: 5%水準で有意

被説明変数: ΔY : 産出量の実質変化量

説明変数: ΔK , ΔL : 固定ファンド額および従業員数の実質変化量,

RYK: 経営者ダミー, SOP: 所有形態ダミー

KUB: 経済連合ダミー, TZP: 重工業部門ダミー

上記の推定結果は全般的に有意で、係数推定値の符号条件も満たされている。すなわち、固定ファンドと従業員数の変化量に関する偏回帰係数はともに正の値をとり、生産関数の理論的前提と一致する。ただし、従業員数変化

量の有意性が低いのは、原データが、先に述べた過剰労働力の大幅な整理を行った企業を多く含むためと考えられる。

次に、経営者交替や所有形態の変更という経営面での変化を意味するダミー（RYK, SOP）は、その有意性から産出量変化を説明する重要なファクターとは認められない。これに対し、経済連合加入の有無を表わすダミー（KUB）は有意で説明力も十分にある。これは、多くの工業企業にとって経済連合への所属が生産活動に有利な条件であったことを意味する。最後に、重工業部門に属するか否かを示すダミー（TZP）が有意でかつ負の値をもつことは、重工業部門の生産活動が相対的に低調であったことを示す公式統計と整合的である。

以上のマイクロ・データ分析は、先行する2節で導かれたいくつかの理論的推定を裏づけるものである。すなわち、

- (1) 特定部門に対して支配力を発揮するKUBの存在が、個別企業をして経済連合への所属を余儀なくさせる結果、経済連合が工業企業を包括する範囲は、ソ連期の部門連合と比して大幅に拡大した。
- (2) 部門管理集権化傾向の弊害として、経営体制の刷新や、より分権的な所有形態への移行といった、長期的視野に立てば市場経済化にとって望ましい企業行動が抑制された。
- (3) ソ連時代に企業がかかえていた過剰労働力の整理が進み、人員面で経営のスリム化がはかられた点を除いて、生産構造面での積極的変化が、企業レベルでも、また工業全体としても促進されなかった。

結 語

ウズベキスタンの歴史的な前提条件、言い換えれば、社会分業体制の単純性、豊富な石油資源の賦存性、民族間関係の相対的安定性、中央アジア地域における地理的位置関係等の要因が、カーリーモフ政権をして明瞭な移行戦略の選

択を可能ならしめた結果、同国の歩んだ移行経路が、連邦解体直後の経済的ショックから素早く立ち直り、国民生活の大規模な混乱を回避することに奏功した点で肯定的評価を与えられるのは正当である。また、社会主義体制からの転換過程にあつて、経済が政治からただちに分離して機能することは至難であり、この時期に政府—企業間に緊密な結びつきが看取されるのもある程度はやむを得ない。

しかしながら、ウズベキスタンの経済改革路線はあまりにも保守主義的傾向が根強いいため、工業部門において競争促進的な制度環境の創出が未成立であるのも事実である。すなわち、体制移行端緒期に形成されたウズベキスタンの新しい工業部門管理機構は、混乱期における生産低下抑制には有効に機能したが、企業家活動を促進し、その自律的発展を保障するメカニズムを内含していない。したがって、市場経済化の途上にあるウズベキスタンにとっては、今後、生産形態を再転換しつつ、企業への権限委譲をさらに促進することが、移行戦略上の重要課題になるものと結論される。ただし、これは工業部門に限定して適用される含意であり、ウズベキスタンの体制転換過程とその経済成果に関する全般的評価は、稿を改めて論じざるを得ない。

注(1) Pomfret [1997, 28]。

- (2) 世界銀行 [1996] の14ページの図1.2を参照。なお、ベラルーシ、アゼルバイジャン、タジキスタンおよびトルクメニスタンが、ウズベキスタンと同じグループに属している。
- (3) カリモフ [1996, 10]。
- (4) 同上書, 44~45ページ。
- (5) ただし、同国では、現政権に従順な世論形成と並行して反政府勢力の弾圧と厳しい言論統制が公然と実施されていた (Akbarzadeh [1996, 24-25])。
- (6) ソ連工業管理制度に関する詳しい論述はここではさしひかえる。詳しくは西村 [1985, 166-170] やグレゴリー；スチュワート [1987, 164-171] を参照。
- (7) ソ連期におけるウズベキスタン工業の管理構造については、岩崎 [1997b, 49-58] を参照。
- (8) 例として「企業家活動法」(1991年12月19日改正)、「対外経済活動法」(92年

- 7月2日改正)、「外国投資法」(92年7月2日改正)があげられる(『ウズベキスタン共和国法令集』)。
- (9) ここでの整理は、カリモフ [1996, 44-50] や地元有力紙 *Правда Востока* [東方の真実] (以下 *Pb.*) の報道に基づいている。
 - (10) カリモフ [1996, 48]。
 - (11) “KUB”は「経済連合管理局」という意のウズベク語を英語で短縮したものである。ちなみに“B”に当たる語は“boshkarma”である。
 - (12) なおゴスプランはその前に閣僚会議付属発展展望予測委員会に改組された経緯がある (*Pb.*, 1992. 2. 14)。
 - (13) *Pb.*, 1992. 8. 8, カリモフ [1996, 45-46]。
 - (14) *Pb.*, 1992. 2. 11, 1992. 2. 22。
 - (15) ここでの整理は主に『ウズベキスタン共和国法令集』所収の「所有法」, カリモフ [1996, 48-49], ならびに経済連合設立に関する大統領令等を参考にしている。
 - (16) 所有法第17条1, 2項。ただし, 同規定と, KUBが経済連合加入企業の政府保有株を管理することとは, なんら矛盾するものではない。
 - (17) 経済連合設立に関する大統領令の公布順序については本章付表を参照。
 - (18) ウズベキスタンにおける企業間期限超過債務は, 1994年7月9日に行われた経済改革に関する政府会議でのカーリーモフ大統領の発言 (*Pb.*, 1994. 8. 2) によれば, 94年上半期の時点で40億スム (うち20%がCIS諸国企業との債務) に達していたが, 95年末には325億スムにまで累積した (Сайфулин и другие [1997, 30])。この問題については, 例えば95年6月2日付「1995年第1四半期計画の実施および同年上半期における経済改革の予測結果に関する」閣僚会議決定で, 相互非決済問題が企業の財務状況を深刻化させているとの見解が示される等, 事態の深刻さを憂慮する政府の姿勢がうかがわれる (*Pb.*, 1995. 6. 3)。
 - (19) 綿原料の共和国全体の計画生産量と国家発注率は, 閣僚会議が年度ごとに決定する。「国家発注率」とは, 計画生産量に占める国家への強制売却率を意味する。なお, 1992年に85%であった国家発注率は, 95年までに60%まで段階的に引き下げられた。
 - (20) 綿花生産に対するウズベキスタン政府の支援実態の解明に際しては, 本書の執筆者でもある川井晨嗣氏や松島吉洋教授より御教示をいただいた。また資料として, 1992年11月18日付「共和国の綿花工場で生産された綿繊維の販売手続きに関する」閣僚会議決定 (*Pb.*, 1992. 11. 21), 95年7月25日付「1995年における綿花収穫作業実施のための組織的・経済的諸措置に関する」閣僚会議決定 (*Pb.*, 1992. 7. 26), Henley [1995, 24] 等を利用した。
 - (21) ただし, 計画生産量に達しない生産者は, たとえ強制売却分を超える生産量

- を確保したとしても、罰則として全収穫物の強制売却が義務づけられている。1996年3月7日付「1995年の社会・経済発展の成果および96年における経済改革のさらなる深化の方法に関する」閣僚会議決定は、カラカルパクスタン共和国、ジザク、シルダリア、サマルカンド、スルハンダリ州の43地区344の生産者が国家発注量を満たさなかったことを明らかにしており、強制売却率が引き下げられた95年においても多数の綿花栽培業者がこの制裁を科せられていたとみられる (Pb., 1996. 3. 7)。
- (22) Henley [1995, 24], Klugman [1997, 23-26] を参照。ただし、自由契約といえども、綿花生産者は結局のところ独占的調達企業と再び対峙するのであって、綿原料の売却価格は必ずしも政府買上げ価格を大きく上回るものではないと指摘されている。
- (23) 岩崎 [1997b] やPb., 1995. 5. 26 掲載の「ウズベキスタンの軽工業——経済改革の深化」と題する記事は、綿花生産および加工にかかわる工業企業がきわめて多数に及ぶことを明らかにしている。
- (24) ウズベキスタンの国家管理貿易制度について、これ以上は踏み込まない。詳しくは、IMF [1996, 41-44], 松島 [1997, 3-5] を参照。
- (25) 例えば、先出の1992年11月18日付閣僚会議決定では、国家調達された輸出向け綿繊維のクォータは原綿加工・綿製品販売企業連合がこれを履行するよう明記されている。また94年12月2日付「生産者の処分に残された綿繊維の輸出支援に関する」閣僚会議決定は、農家に返還された綿原料の輸出を促進するために、原綿加工・綿製品販売企業連合が再回収する綿繊維に対し輸出ライセンスを適時発給するよう対外経済関係省に指令を下している (Pb., 1992. 12. 3)。
- (26) 『ウズベキスタン共和国法令集』, 68ページ, Pb., 1992. 8. 11。
- (27) 同法第10条1項, 第17条2項, 第20条の規定による。
- (28) 「地場産業, 日常国民サービス, 国営商業および公共給食関連企業および組織の非国家化と私有化のための諸措置に関する」閣僚会議決定 (Pb., 1992. 9. 26)。
- (29) 同法第9条2項および3項および第10条1項を参照。ここでの「企業の管理責任者」にはKUB代表が当然含まれると解される。なお, Gulyamov & Islamov [1997, 49] によれば, これらの重要事項は委員会構成員3分の2以上の賛成により採択される。
- (30) 岩崎 [1997c, 79-80] を参照。
- (31) ここでの「非国家化」とは国有企業や組織を集団企業, 賃貸企業, 株式企業, 有限企業といった国家的所有形態に属さない企業ないし組織に改組することを意味し, 他方, 「私有化」とは国有企業の株式が, 自然人ないし非国有人により取得されることを意味する (「非国家化・私有化法」第1条)。

- (32) なお, Klugman [1997, 28] によれば, 同じ期間に, 商業・サービス部門ではインサイダー所有への移行が相当程度進んでおり, 業種によって私有化政策の進捗状況に質的差異が生じている。
- (33) 1995年6月12日付「国有企業株式会社化の加速および有価証券市場近代化の諸措置に関する」大統領令 (*Pb.*, 1995. 6. 13)。
- (34) Klugman [1996, 28]。
- (35) *Pb.*, 1994. 11. 29。
- (36) *Pb.*, 1994. 8. 9。
- (37) Geller & Connor [1996, 29]。
- (38) *ibid.*
- (39) 例えば, 貿易・商業支援特殊株式商業銀行「サブドガル」の場合, 創立者として財務省, 中央銀行, 対外経済活動銀行の他に, 流通業に関連する経済連合3団体が参加している (『大統領令集』第3巻所収の1994年3月14日付大統領令を参照)。
- (40) Корнеев [1996, 27], Dyker [1996, 33] を参照。なおダイカーによれば, 商業銀行の融資条件は年利75%で, 融資額全体の5%のみが長期投資向けであった。
- (41) Dyker [1996, 35-37] を参照。なお中央政府は, 1993年7月に設立した「中小ビジネス発展支援基金」や, 同基金の資金を継承して95年7月に開設された「ビジネス・ファンド」を通じて低利の中・長期資金を産業界に供給しているが, その融資対象は農業, 観光業, 建設業, サービス業に限定され, 工業企業への資金供給はほとんどなされていない。
- (42) マイクロ・データの出所は, Бизнес-карта [1992] [1996] である。ここでは, マイクロ・データの詳細に関する説明は紙幅の制約から割愛する。詳しくは, 岩崎 [1997b, 48-49] を参照。なお標本集団による工業部門のカバレッジは, 工業従事者数に関するマクロ経済統計との比較において, 1992年のデータについて約57%, 95年のデータについて約54%と推定された。
- (43) Pomfret [1997, 14]。
- (44) World Bank [1996, 502-503] を基にした筆者の算定。
- (45) Корнеев [1996, 28]。なおコルネエフによれば, 工業企業の固定ファンドの老朽率は平均52.4%で, そのうち60%が稼働年数10年を超えている。

〈参考文献〉

〈ウズベク語〉

- (1) Ўзбекистон Республикаси : Конун ва фармонлар [1992], Тошкент : Ўзбекистон.

- (2) *Ўзбекистон Республикаси президентининг фармонлари 3* [1995],
Тошкент : Адолат.
<ロシア語>
- (3) *Бизнес-карта '92 : Узбекистан : промышленность* [1992], т. 28,
Москва : из-во "НПК".
- (4) *Бизнес-карта 1996 : Республика Узбекистан : промышленность
регион* [1996], т. 28, Москва : из-во "Бизнес-карта".
- (5) Корнеев, А. [1996] "Промышленность : Шаги в будущее," *Экономика
и статистика*, (9), с. 25-28.
- (6) *«Правда Востока»*, Ташкент.
- (7) Сайфулин, Р. и другие [1997] "Развитие экономики Узбекистана
в переходный период," (清水学編『中央アジア——市場経済化と国家の
役割』<海外共同研究第1分冊>所収, アジア経済研究所) 1~114ページ。
- (8) CISSTAT (Межгосударственный статистический комитет
Содружества Независимых Государств) [1995] "О ходе приватизации
в странах Содружества," *Статистический бюллетень*, (21), Москва,
с. 45-50.
- (9) — [1996a] "Основные показатели социально-экономического
развития Республики Узбекистан за 1995 год," *Статистический
бюллетень*, (11), Москва, с. 75-117.
- (10) — [1996b] *Содружество Независимых Государств в 1995 году:
Статистический ежегодник*, Москва.
<英語>
- (11) Akbarzadeh, S. [1996] "Nation-building in Uzbekistan," *Central Asian Survey*,
Vol. 15, No. 1, pp.23-32.
- (12) Dyker, D. A. [1996] "Investment Trends and Prospects in Uzbekistan,"
Labyrinth, Vol. 3, No.4, pp.28-37.
- (13) Geller, T. S. & J. T. Connor, Jr. [1996] "Uzbekistan Lays the Foundation for a
Securities Market," *Central Asia Monitor*, No.5, pp.27-33.
- (14) Gulyamov, S. S. & B. A. Islamov [1997] *Economic Reform and Private Sector
Development in Uzbekistan : Preconditions, Peculiarities and Methods*, 「ス
ラブ・ユーラシアの変動」領域研究報告輯 No.37, 北海道大学スラブ研究セ
ンター。
- (15) Henley, J. [1995] "Restructuring Large Scale Enterprises in the Republic of
Azerbaijan, Kazakhstan, the Kyrgyz Republic and Uzbekistan : The Challenge
for Technical Assistance," Discussion Paper Series No.50, Centre of Planning
and Economic Research, Greece.

- (16) IMF [1996] *Republic of Uzbekistan: Selected Issues and Statistical Appendix*, Washington, D. C.
- (17) Klugman, J. [1997] “Uzbekistan : A Cautious Approach to Reform,” Working Paper for UNU / WIDER Project Meeting, May 1997, Helsinki.
- (18) Pomfret, R. [1997] “Reform Paths in Central Asian Transition Economies,” Working Paper for UNU / WIDER Project Meeting, May 1997, Helsinki.
- (19) World Bank [1996] *Statistical Handbook 1996 : States of the Former USSR*, Washington, D. C.
- 〈日本語〉
- (20) 岩崎一郎 [1997a] 「体制移行期におけるロシア・中央アジア諸国間分業関係の経路依存性：試論」（『スラブ研究』No.44）181～205ページ。
- (21) ——— [1997b] 「現在中央アジア工業の構造と地域展開——マイクロ・データ解析アプローチ」（清水学編『中央アジア：市場経済化と国家の役割』アジア経済研究所）47～73ページ。
- (22) ——— [1997c] 「ウズベキスタン共和国の市場経済化」（『旧ソ連・東欧諸国における市場経済の形成』日本国際問題研究所）78～90ページ。
- (23) カリモフ, イスラム [1996] 『経済改革の深化の道を歩むウズベキスタン』日本ウズベキスタン経済委員会。
- (24) グレゴリー, P.; R.・スチュワート（吉田靖彦訳）[1987] 『ソ連経済——構造と展望』第3版, 教育社。
- (25) 世界銀行 [1996] 『世界開発報告1996：計画経済から市場経済へ』。
- (26) 西村可明 [1985] 「ソ連型計画経済の理念・制度・現状・改革」（『ソビエト研究』教育社）113～188ページ。
- (27) 松島吉洋 [1997] 「ウズベキスタンの市場経済化とその課題——複数を替レート問題を中心に」（清水学編『中央アジア：市場経済化と国家の役割』アジア経済研究所）1～26ページ。

[付記] 本稿の作成にあたっては、「市場経済化展望総合研究」委員会主査である清水学教授（宇都宮大学）の他、西村可明教授（一橋大学）、久保庭真彰教授（同）、上垣彰教授（西南学院大学）、渡辺博史氏（ロシア東欧貿易会）より貴重な示唆やコメントを頂いた。また村上隆教授（北海道大学）、岡奈津子氏（アジア経済研究所）、北海道大学スラブ研究センター資料室の方々からは、資料収集に際し御助力を受けた。ここに記して謝意を表したい。

付表 工業部門管理機構の再編にかかわるウズベキスタン政府の主な諸措置 (1991年9月~95年)

年	月	日	項 目
1991	9	17	国立対外経済活動銀行設立に関する大統領令
	11	19	非国家化および私有化に関する法の採択
1992	1	3	1992年における消費財市場の保護に関する閣僚会議決定の公表
		8	企業、合同および諸組織税法の採択
		16	価格自由化のための諸措置に関する閣僚会議決定の公表
		31	土地法修正法の公表
	2	6	パン製品国营コンツェルン (Uzkhleboprodukt) 設立に関する大統領令
	10		国有財産管理・私有化委員会設立に関する大統領令
	11		金融機関および価格形成システム管理組織構造の近代化に関する大統領令
	21		共和国対外経済関係省設立に関する大統領令
	28		契約・貿易国营株式連合 (Uzkontraktorg) 設立に関する大統領令
	4	7	国民日常サービス企業・組織連盟 (Uzbytsojuz) 設立に関する大統領令
	5	3	石油ガス工業国营コンツェルン (Uzbekneftegaz) 設立に関する大統領令
	5	5	共和国商業省の国营株式連合 (Uzbeksavdo) への再編に関する大統領令
	28		農業関連企業の付加価値税納税免除に関する大統領令
	7	2	独占的行動制限法の採択
	24		対外経済活動活性化と外国投資誘致および保護に関する大統領令
	8	5	国家予測統計委員会設立に関する大統領令
	10		国家関税委員会設立に関する大統領令
	12		取引所および取引所活動法の公表
	9	3	国营会社 "Makhallii sanoat" (地方工業) 設立に関する大統領令
	23		地場産業、サービス業、商業、社会給食関連企業と組織の非国家化・私有化の組織化に関する閣僚会議決定
	10	27	組立・特殊建設作業連合 (Uzmontazhspetsstroj) 設立に関する大統領令
	11	7	原綿加工・綿製品販売国营株式連合 (Uzgoskhlopkopromsbyit) 設立に関する大統領令
	18		水利建設事業国营コンツェルン (Uzobodstroj) 設立に関する大統領令
	21		建設資材生産国营コンツェルン (Uzstroimaterialy) 設立に関する大統領令
	12	1	運輸建設関連企業管理システムの近代化に関する大統領令
		9	輸送機器および自走式機械所有税法の採択
		9	担保法の採択
	26		1993年1月1日からの統一労働賃金表導入に関する閣僚会議決定
1993	1	8	自動車輸送国营株式会社 (Uzavtotrans) 設立に関する大統領令の公表
		19	経済団体・組合法の公表
		26	自動車道路建設・開発国营株式会社コンツェルン (Uzavtodor) 設立に関する大統領令
	2	8	タシケント国营建設株式会社 (Tashkentstroj) 設立に関する大統領令
	16		商業銀行の資本金最低額変更に関する大統領令
	4	3	食肉・乳製品産業国营株式連合 (Uzmyasomolprom) 設立に関する大統領令
	5	5	貨幣流通の正常化および国内消費財市場保護の強化に関する閣僚会議決定
	5	5	食品工業コンツェルン (Uzpisheprom) の国营株式コンツェルンへの再編に関する大統領令
	6		通貨システム法の採択
	7		商標法の採択
	21		労働保護法の公表
	6	2	医薬品工業国营株式コンツェルン設立に関する大統領令
	7	21	中小企業発展促進基金創設に関する大統領令
	8	5	国家建築・建設委員会創設に関する大統領令
	9	2	有価証券および証券取引所法の採択

年	月	日	項 目
1994	1	4	輸出力のさらなる促進のための諸措置に関する閣僚会議決定
		21	経済改革深化、私有財産の保護および企業者活動の発展のための諸措置に関する大統領令
		28	商品規格法の公表
	2	7	国家国有財産管理・企業家活動支援委員会設立に関する大統領令
		25	消費財物生産の促進を目的とした税制システム近代化に関する閣僚会議決定の公表
	3	15	非国家化および私有化過程促進のための優先的方針に関する大統領令
		18	貿易・商業活動支援特殊株式商業銀行“Savdogar”創設に関する大統領令
	18	18	租税法および関税法遵守に向けた管理強化のための諸措置に関する大統領令
		20	輸出・輸入業務のための通貨管理確保のための諸措置に関する大統領令
	5	5	破産法の採択
		13	外国投資および外国投資家活動保証法の公表
	26	26	付加価値税率引下げに関する大統領令
		27	有価証券取引税法の公表
	6	1	発明、模倣および工業用見本に関する法の公表
		16	自国通貨流通導入に関する大統領令
	17	17	輸出力促進のための企業活動刺激化の諸措置に関する大統領令
		21	自国通貨の国内交換性確保のための諸措置に関する閣僚会議決定
	8	4	共和国商業・買付会社“Uzzagotorg”設立に関する大統領令
		13	地下資源法の公表
	11	7	国営株式鉄道会社設立に関する大統領令
11	24	土地活用の効率性向上に関する大統領令	
	30	租税の促進的役割強化のための基本方針に関する大統領令	
1995	2	2	商業自由化の確保に関する閣僚会議決定
		14	1994年の経済改革実施および改革のさらなる深化の基本方針に関する閣僚会議決定
	4	11	輸出・輸入業務の規制のための追加措置に関する大統領令
		12	決算の適切な実施に対する企業および組織指導者の責任強化のための諸措置に関する大統領令
	25	25	消費者協同組合機構における経済改革実現のための深刻な欠陥に関する閣僚会議決定
		12	国有企業の株式化強化と有価証券市場の近代化のための大統領令
	12	12	スム現金の自由交換可能通貨への交換最高額規制撤廃に関する閣僚会議決定
		15	国営企業の開放型株式会社への再編のための組織的諸措置に関する閣僚会議決定
	27	27	自国通貨のさらなる国内交換性拡大に関する大統領令
		11	共和国エンジニアリング会社“Uzinvestproekt”創設に関する閣僚会議決定
	19	19	対外経済活動のさらなる自由化に関する大統領令
		26	私的企業化活動および小規模事業支援基金“Biznec-fonda”創設に関する大統領令
	27	27	特殊株式商業銀行“Pakhta-bank”設立に関する大統領令
		14	経済関係省の自己採算部門の国営株式会社への再編に関する大統領令
	21	21	外国投資庁創設に関する大統領令
		23	輸出向け商品生産増加の優先計画実現のための諸措置に関する閣僚会議決定
	24	24	外国投資庁の活動組織化に関する閣僚会議決定
		28	小規模事業および私的企業家活動開発支援国家プログラムに関する閣僚会議決定
	9	7	有価証券市場発展のための追加措置に関する大統領令
10		貯蓄銀行“Uzberbank”のウズベキスタン共和国国民銀行への再編に関する大統領令	
11	7	特殊国営株式商業銀行“Asaka”の創設に関する閣僚会議決定	
12	4	個別企業および財産の非国家化および私有化のいくつかの諸問題に関する閣僚会議決定	

(注) 特に断わりのない大統領令および閣僚会議決定についての日付はその署名日を指す。

(出所) 筆者作成。